山形市立西小学校 学年PTA規約

第一条

本会は山形市立西小学校学年PTAと称し、 事務局を同校内に置く。

第二条

に期することを目的とする。 本会は学校と家庭の連絡提携を緊密にし、 会員相互の親睦を図り、 児童教育の振興

第三条

本会は、学年児童保護者と担任教師をもって組織する

第四条

本会は、次の事業を行う。

- 1. 児童の学習向上に関すること。
- 2. 児童の体位向上に関すること。
- 3. 会員の研修に関すること。
- 4. 会員相互の親睦に関すること。
- 5. その他必要なこと。

第五条

本会には次の役員をおき、選出は次の方法で行う。

- 1. 委員長 一名 副委員長 二名 幹事 一名
- ※ 但し、副委員長の一名は学年主任、幹事は学年選出幹事とする。
- 前年度役員で候補者を選出し、総会の承認を得る。
- (一年生は入学前の新一年保護者会時に選出する。)
- 2. 委員 若干名

学年毎会員の互選による。

3. 監事 若干名

委員会で委嘱し、総会の承認を得る。

第六条

役員の任務を、次のとおりとする。

- 委員長は、本会を統括する。
- 2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は代行する。
- 3. 委員は、本会の事業を審議執行する。
- 4. 監事は、会計を監査する。
- 幹事は委員長の委嘱を受け、会務を処理する。

第七条

場合は、 本会の役員の任期は一力年間とする。 前任者の残任期間とする。 再任を妨げない。 補欠として就任した

第八条

本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第九条

本会の会議を、次のとおりとする。

- 総会は年一回委員長が招集し、 ついて審議し決定する。 但し、 必要により臨時に開くことができる。 会務及び予算、決算並びにその他重要事項に
- 2. 委員会は必要に応じ委員長が招集し、 事項について審議する。但し、 できる。 緊急事項については、総会を代行することが 会務及び予算、 決算並びにその他重要

付則及び内規

付則

- 1. 本会の委員は、 各学年より九名ずつ選出し、 PTA専門部員を兼ねる。
- 2. する。 本規約は昭和五十二年五月十五日に制定し、 昭和五十二年四月一日より施行
- 3. 本規約は平成十七年四月二十三日に改正し、 平成十八年四月一日より施行す
- 4. 本規約は平成二十年四月二十六日に改正し、平成二十年四月一日より施行す
- 5. 施行する。 本規約は平成二十二年十一月二十五日に改正し、平成二十三年四月一日より

内規

- 1 保護者またはそれに該当する者が死亡した時は香典五、 員長、担任、当該学級児童二名が会葬する。 〇〇〇円を呈し、
- 2. 児童死亡の時は香典一〇、〇〇〇円の外に、学級児童一名一〇〇円を拠出 委員長、学年児童全員が会葬する。
- 3. その他特別な場合は、委員会で審議し執行する。

※教職員結婚 五、〇〇〇円

(内規改正 昭和六十一年四月一日)

(内規改正 令和四年五月十日)